

妊婦一般健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査を県外医療機関で受診した場合、医療機関で健診・検査費用を支払っていただき、下記の手続き後に口座振込みとなります。

●対象となる方

- ・妊婦一般健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査受診日にそれぞれの健診・検査の対象者に該当する方
- ・県外医療機関及び助産所で健診・検査を受診された方（日本国内に限る）

●受診から申請・支給までの手続き

- 1 県外医療機関及び助産所で健診・検査を受診された方は、健診・検査の費用を医療機関窓口でお支払いください。
- 2 申請窓口で、妊婦一般健康診査費助成申請書に記入していただきます。
 - ・申請は原則としてすべての健診・検査が終了した後、行ってください。
 - ・申請には以下のものが必要です。（本人以外の申請も可）
 - (1) 医療機関発行の領収書の原本 ※毎回の健診毎に必要（レシート不可）
健診受診医療機関又は助産所名、健診（検査）受診日、氏名、健診・検査料金の記載のあるもの
ただし、保険適用外の健診・検査であることがわかるもの、新生児聴覚検査：検査機器 自動 ABR
または OAE を確認できる記載があるもの
 - (2) 未使用の松前町妊婦一般健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票、産婦健康診査受診票（太線内の問診項目を記入したもの）
 - (3) 母子健康手帳（健診・検査実施の記載のあるもの）
 - (4) 本人名義の預貯金口座（ゆうちょ銀行の場合は振込用の店名・預金種目・口座番号のわかるもの）
 - (5) 印鑑（朱肉を使うもの・スタンプ印不可）
- 3 審査後、支給決定通知を送付し、支給の場合には後日助成金を口座振込みいたします。

●請求できる費用の額

受診日毎に、助成上限額以内で実際に健診費用として支払った額となります。

●注意点

最終健診受診日または出産日から 6 か月以内に申請してください。

申請には未使用の妊婦一般健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査受診票が必要となります。紛失しないようご注意ください。

●申請窓口・問い合わせ

〒791-3192

伊予郡松前町大字筒井631番地（松前町総合福祉センター2階）

松前町子育て支援課子育て世代包括支援センター係

TEL 089-985-4189

FAX 089-985-4158

MAIL hughug@town.masaki.ehime.jp

